

B型輸送申請における放薬協運用内規

Mo-99 の B 型輸送申請に関し、今般航空輸送において予定通りの運航が実施できない緊急事案が発生した場合、原子力規制委員会、国土交通省（物流・自動車局、航空局）、警察・警視庁及び原子力安全技術センター（以下センター等）との協議・指導に基づいて行うべき対応を新たに取りまとめ、また所要の修正を行いました。日本放射性医薬品協会加盟各社においては、本内規を遵守し適切な申請を行うことといたします。

1. 運搬確認申請書関連

1) 放射性同位元素の数量欄の表記

- ・ 運搬確認申請書の「放射性輸送物に関する説明」の「運搬する放射性同位元素等の仕様」の欄及び添付 1 の「収納される放射性同位元素等の種類、数量、性状」の数量を「最大〇〇 TBq」と表記し、その範囲内での運用とする。
- ・ 申請値は輸入元（供給元）の製造工場出発時における数量とし、容器承認書の収納許可限度内で且つ発注量に見合った適切な数値とする。適切な数値の範囲は、Mo-99 の 2 日分の減衰に鑑み、発注量から想定される製造工場出発時における数量の+50%以内とする。

【添付資料 1：輸送物・運搬方法確認申請における放射能強度の考え方】

【添付資料 2：輸送物・運搬方法確認申請における放射能強度の基準時間】

【添付資料 3：運搬確認申請書（記載例）】

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.9、11】

2) 放射性輸送物の名称の表記

- ・ 運搬確認申請書の「放射性輸送物に関する説明」の「放射性輸送物の名称」の欄は、容器の名称と同一である必要はないことから、BEATRICE - NTP、BEATRICE - IRE、BEATRICE - ANSTO、MIDUS 等の輸入元（供給元）毎の放射性輸送物の名称を表記する。
- ・ 但し、「容器の名称」については、容器承認書に記載されている「容器の名称」を表記する。

【添付資料 3：運搬確認申請書（記載例）】

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.1】

3) 申請容器の表記

- ・ 運搬確認申請を行った容器が申請後何らかの事情により使用できない事態が発生した場合に、原子力規制委員会から承認を受けた容器（以下承認容器）のうち同一形式の他の容器が予備の容器として使用可能となるよう、運搬確認申請書の「放射性輸送物に関する説明」の「容器の名称」及び「容器承認を受けたものは承認の年月日及び番号」の欄に、申請した承認容器と同一形式で且つ使用する可能性のある他の全ての承認容器（以下他同一形式承認容器）の「番号」等を表記する。
- ・ 運搬確認申請書の添付 1「運搬する放射性同位元素等に関する説明書」の「1.輸送容器名称」及び「2.運搬容器承認番号及び取得年月日」の欄には、実際に使用する予定の名称及び番号を記載し、その下段に「予備」の容器として申請する他同一形式承認容器の全ての番号を記載する。
- ・ 記載する全ての容器について、添付 4「容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書」を添付する。

【添付資料 3：運搬確認申請書（記載例）】

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.2】

4) 点検（チェック）等

- ・ 申請者は、輸入元（供給元）の製造工場から出荷された輸送物の放射能の数量、容器等が、申請した内容と齟齬がないことを **Shipping Notification** 等入手した時点で点検（チェック）し、問題がなければ運搬完了後に速やかに管轄するセンター等に **FAX** 等で報告する。

【添付資料 3：運搬確認申請書（記載例）】

2. 放射性輸送物運搬確認申請書関連

- ・ 放射性輸送物運搬確認申請書の「放射性輸送物に関する説明」の「放射性輸送物の名称」及び「運搬する放射性同位元素等の仕様」については、運搬確認申請書と同様の表記とする。
- ・ 「容器の名称」及び「容器の承認の年月日及び番号」の欄には、実際に使用する予定の容器名称及び番号を記載し、その下段に「予備」の容器として申請する他同一形式承認容器の全ての番号を記載する。

【添付資料 4：放射性輸送物運搬確認申請書（記載例）】

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.2】

3. 予備の容器を使用した場合の対応

予備の容器を使用した場合は、申請した容器の範囲であることを点検（チェック）し、当該容器を使用した旨を運搬完了報告としてセンター等に報告する。

4. 航空局向け放射性輸送物確認申請

- ・ 放射能強度については、運搬確認申請書と同様の表記及び運用とする。
- ・ 参考値として、当該輸送物の出発空港における放射能強度を記載することとする。
- ・ 一定期間の輸送を一括で申請する場合は、その期間内で使用が想定される、全ての承認容器を記載する。
- ・ 一括の申請を行う場合は、容器承認書の収納許可限度内において、発注量から想定される製造工場出発時における数量の+50%以内を放射能数量として記載する。

【添付資料 5：放射性輸送物確認申請書（記載例）】

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.2、10】

5. ダイバート時における対応

地震や台風などの災害や航空機による事故などの発生時に、**B** 型輸送物を搭載した航空機が予定していた空港に着陸できず、当初の目的地以外の空港に着陸（ダイバート）し、運航を終了した場合であって、代替の航空機により当初の目的地空港への航空輸送が困難になった場合の各 **B** 型輸送申請関連の対応については以下の通りとする。

ただし、次の条件の時に限るものとする。

- ① 輸送容器や収納された放射性同位元素に変更がない
- ② 輸送方法について積載方法承認された固縛方法、輸送車両を使用する
- ③ センター等へ申請した運搬実施体制、特定放射性同位元素の運搬に係る措置（施錠・封

印、車両盗難防止措置等)に変更がない

特にダイバート後、目的地以外の空港から陸上輸送をしなければならない場合、各社においては輸送会社と密に連携、協力をし、速やかに②の通りに承認を受けた車両、適切な運転手の手配を行うこと。

1) 航空輸送関連

放射性輸送物確認申請書を新規に申請する必要はないが、航空局にはダイバートを認知し次第係る状況を報告するとともに、今後の対応を相談する。

2) 陸上輸送関連

- ・ 速やかにセンター等にダイバートに係る状況を報告した後、運搬経路、輸送運搬時間、運搬実施体制等を含めた今後の対応について報告する。
- ・ 運搬確認申請書および放射性輸送物運搬確認申請書を新規に作成の上、管轄するセンター等へ提出し、それぞれの確認証を受領する。
- ・ 運搬完了後に各社が用いている点検結果の記録書式にてメール等により運搬完了報告する。
- ・ 運搬届出書は発地空港の都府県を管轄する公安委員会を窓口として、経由する都府県の公安委員会へ新規に届け出るよう、輸送会社に対応を指示する。既に届出を行っている分については中止の旨を報告する。

【添付資料 6：⁹⁹Mo の運搬確認申請の運用に係わる Q&A_No.28、29、30、31、32、33】

4. 附則

制定日 : 2013 年 6 月 20 日
施行日 : 2013 年 7 月 01 日
制定者 : 流通委員長 森川康昌

改訂日 : 2013 年 8 月 30 日
施行日 : 2013 年 9 月 02 日
改訂者 : 流通委員長 森川康昌

改訂日 : 2020 年 9 月 01 日
施行日 : 2020 年 9 月 01 日
改訂者 : 流通委員長 武田 光昭

改訂日 : 2026 年 3 月 23 日
施行日 : 2026 年 3 月 23 日
改訂者 : 流通委員長 武田 光昭